

第6回文京区地域福祉推進協議会障害者部会会議録

日時：平成23年10月27日（木）午後1時～午後3時
場所：文京シビックセンター3階障害者会館A B会議室
次第：

- 1 開 会
- 2 議 題

(1) 中間のまとめについて

【資料第1号】文京区障害者計画（中間のまとめの案）…P.1～P.93

- 計画事業について
- その他

3 その他

出席者：

（障害者部会員）高山直樹、鈴木愛三、富所由紀子、齊田宗一、佐藤澄子、安達勇二、小西慶一、上村榮子、藤田美南子、杉崎祐子、大石恵理子
椎名障害福祉課長、新明文京福祉センター所長
石原保健衛生部・文京保健所参事、渡邊特命担当課長、野稻教育センター所長、松永防災課長、澤井住宅課長、小松予防対策課主査
景山教育指導課統括指導主事、太田保育課係長

欠席者： 丁寧、亀田美輪、江澤嘉男、辻保育課長、伊藤教育指導課長

傍聴者： 6名

I 開 会

高山部会長：開会挨拶

椎名課長：第6回欠席委員紹介、資料確認、会議録説明、今日の流れ。（説明省略）

今回の中間のまとめは、地域福祉計画をまとめていくということで、ほかの高齢者部会や保健部会と同様の内容レベルで、デザイン等も統一し、余白も少しなくなってページ数は少ない形になっている。字は若干小さく、表が大きくなり、全体には分かりやすさを少し増した部分が多いかと思う。また、全体のルールで、事業は計画事業のみ掲載して、計画事業ではないものは体系図だけに掲載するとなっているので、前に載っていた事業でなくなったものもある。数値の考え方も簡単に載せているので、そういうところも見ながら検討していただきたい。

本日の流れは、前回のやり残しということで、第5章の説明と第4章、第5章の質疑をさせていただく。それから、前回から変わった部分の説明などもさせていただきながら、全体の質疑に移っていく形である。中間のまとめの案として、今後、パブリックコメントにかけていく基になるので、ある程度固めたいので、よろしくお願ひしたい。

II 議 題 1 中間のまとめについて 事業計画について（第5節）

高山部会長：議題（1）「中間のまとめについて」（資料第1号）事業計画第5節について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：第5節「ひとにやさしいまちづくりの推進」（資料第1号）について説明。（説明省略）

今回はまちづくりの中で、災害時・緊急時に対する対応や地域コミュニティの支え合いの重要性を勘案した地域づくりを進める、という方針の基に作られたものである。

佐藤委員：88ページの「防災・安全対策の充実」で、災害時要援護者が避難できる場所の検討とあるが、要援護者が必ず希望する避難場所へ入れるかどうか。福祉講習会で伺ったが、東北の災害のとき、障害者の方はトイレに行くのも不便だからトイレのそばにいななければいけないとか、悪環境の中に避難されていたとか、障害者などは入られないからと断られたり、自閉症の方などはそこで対応できなくて、別の所に自分たちで避難場所を確保するという状況だと聞いているが、これから震災があったときには、文京区ではきちんとそれに対応できるような対策をして、安心して避難できるのか。

松永課長：各小中学に避難所運営協議会をつくり、災害時要援護者の避難場所等も、例えば、トイレが近くていい会議室があれば、一般の区民と同じ体育館ではなくてそういう所のほうがいいとか、いろいろ考えている。今、小中学校は和式トイレが多いのだが、来年度以降は洋式に変えていくバリアフリー化も進めているので、その点をご安心いただければと思う。ただ、障害の程度によっては、特別養護老人ホームや新しくできる福祉センターの二次避難所に移動してもらわないと、今の避難所では対応できないことがあるかもしれない。例えば電気が必要な器具を使う方がいらっしゃるが、今の避難所では電気が通っていない可能性があるもので、今度の福祉センターは電気をなるべく供給できるようにしている。一般的に、今の避難所に避難された場合に、拒否するとかそういったことはない。

椎名課長：特別養護老人ホームは区内に何箇所かあって、そこには入所者もいるが、一定の広さも昼間の活動の分もあって、バリアフリー化もされていて、もともと24時間運営されている。今、何か起こったときに、高齢者や障害者の方については、そういうところから避難するようなことを始めると考えていただき、今後も地域防災計画の中でさらに検討を進めていくという形になる。

高山部会長：全体に関わることで、福祉避難所や仮設住宅など、今、いろいろな問題が浮かび上がってきているので、その辺を学習しながら、何か計画を立てて、具体的な検討をしていく場所というものをどこかにつくったほうがいいのではないかと思っている。それは、自立支援協議会でもいいかもしれないと思っているが、大きな防災計画ではなくて、そこと防災課と連動していく形を取っていくことを、障害の分野から発信していくというものがあってもいいかなという感じがしている。

椎名課長：オーソライズする会議体としては地域防災会議で、それはメンバー等決まっている。しかし、例えば我々が障害者について、それぞれの課題を挙げていくというルートのようなものはあったほうがいいのかと思う。我々も行政の中で当然連携はしていくのだが、それを全体として考えて吸い上げていただく必要があるのかなと思っている。

高山部会長：そこは要検討ということで反映させていただきたい。ほかにはいかがか。

この第5節は、障害福祉課だけの問題ではなくて、広い、ある意味で横断的な所管課との連携が必要だという節だが、どうしても抽象的にならざるを得ない部分があるというところは限界がある。いかがか、何かあるか。

小西委員：東日本大震災の避難場所の事例からすると、仙台市はもともとが地震の多い所だったということで隣の山形県と災害協定を結んでいて、仙台の中でも受け入れはしきれない状態だったので、手に負えない人たちは隣の山形でいろいろと場所等探してもらったという話を聞いている。避難場所は区内だけにとどまらず、可能であれば、例えばほかの地域との協定や何かも考えられたらいかかと思う。

避難場所の学校は、基本的には自分の家が住めなくなった状態の人たちを受け入れるのが原

則かと思われるので、文京区の場合はマンションが結構多いですから、多分、避難しなくてもすむ方が多いかと思われる。そういう中で、物資や何かは避難所に届くので、高齢者や障害者は到底避難所まで取りに行けない。エレベーターも止まって、多分、自分の部屋に閉じ込められている状態になると思うので、その辺の配慮があってもいいのかなという気がする。

それから、これも仙台の例で、障害を知ってもらうという意味で、日ごろから地域の人と交流を持ったり、防災訓練の参加をしていたようだが、仙台も文京区と同じように坂が多いので、その場所に行くこと自体がなかなか無理だったという。仙台は結果的にノンステップバスを運行して、その災害訓練に参加できるような取り組みをしているように聞いているので、参考にいただければと思う。

松永課長：他の自治体の協力で、今、文京区は、茨城県石岡市と新潟県魚沼市とは防災協定を結んでいる。ほかにも、なるべく文京から近いところと防災協定を検討中で、その中でそういったことも含めて考えていければいいと考えている。

避難については、家が倒壊または倒壊の恐れがない方は家で避難していただくことになる。食料等が避難所を中心にして配布される状況なので、障害を持っている方は、こちらで安否確認等をして、避難所開設班等が食料を持っていくとかいうような体制を考えているので、その辺でご理解いただければと思う。

防災訓練に関しては、今年、関口台町小学校での防災訓練で、大体の方が坂の上だったので、今後、文京区でもノンステップバスを考慮しながら開催していきたいと考えている。

椎名課長：災害があったときに、避難所と在宅の方への支援、両方とも支援が必要だと、今回の重点課題の災害対策のところにも書いてある。今の自宅への支援もやはりきちんとやっていくという辺りは、今、防災課でも検討されているが、重要なことである。

今、災害時要援護者名簿に 3,600 人近くが登録されているが、そういう方々が在宅かどうかは確認しながら、ライフライン的な対応もあるので、なるべく登録してもらうことも、私どもと防災課とで連携してやっていこうということになっている。

高山部会長：ほかにはいかがか。この3年間、自転車対策もされているが、自転車自体が増えているのも確かで、それから、ピスト自転車はブレーキがないみたいなことで事故もたくさんあるみたいなので、視覚障害の方から、自転車は以前に比べてひどくなっているという意見が出ていた。いろいろな意味で、ここはもう少し何か強化してもいいかなという感じがする。

齊田委員：視覚障害者と、聴覚障害者も後ろに自転車が来ても聞こえないので、非常に迷惑をする。携帯電話をかけながら走ったり、人がたくさんいるバス停をすごいスピードで通って行くので、非常に危ない。毎回うちの団体からも区に自転車対策の要望を言うが、マナーは一向に良くならない。

椎名課長：自転車対策はいつも出てくることである。土木部を中心に、マナーの向上などの総合的な自転車対策を引き続き行い、駅には駐輪場をきちんと整備していくことで対応を図っているが、自転車がすごく増えているということもあり、なかなか完全な状態ではないが推進はしていくというところである。

高山部会長：コミュニティバスはいかがか。小西委員、コミュニティバスには乗れるか。

小西委員：現況では、厳密に言うと乗れるのは乗れるが、乗ると車いすの脇を横歩きをしないと通れないので、ほかのお客さんに非常に迷惑をかけるということと、バスは非常に混んでいるので、乗るときには座っているお客さんを立たせて座らせなければいけないので、非常に冷たい視線を感じながら乗る。また、バスが小さいせいなのか、乗り降りのスロープ板がかなり急

傾斜なので、単独では昇り降りができない。だから、少し危ないとはよく感じる。乗ったら今度は降りるのが、取り回し等が狭いので難しい。

コミュニティバスはすごく便利でいいのだが、ほとんど乗らずに横目で見ている。今度、バスが一回り大きくなるので、期待している。

椎名課長：区としてその辺は認識しているので、特に新しいルートで新しいバスに関しては改善され、全体が大きくなり、中もゆったりさせて、車いす等でも十分乗れるような形を想定しているという話を聞いている。

藤田委員：自転車に関して規則があるのかどうか知らないが、道の真ん中辺りを2列になったり、日曜日に親子で話そうなどというのが、足を後ろで曲げたりと、何かはっきりしない。自転車は、本当は車道の隅を走るというのが徹底していない。気をつけてほしい。

椎名課長：原則、車道を走るとなっているが、歩道を走っていても捕まるわけではないので、車道と歩道の両方を走ったりという状況である。並列している場合は非常に危険だし、特に障害があったりすると本当に危険にさらされるという話は、私どもも事ある度に関係課のほうに協力を求めて、マナーの向上とかやってほしいとずっとお願いしている。

佐藤委員：このごろ、テレビで警察がマナーとかをよくやっている。自転車に乗るルールを知らない人が多い。東洋大の前は自転車レーンができていますが、自動車は何台も自転車レーンに駐車しているので、やはり自動車のマナーも悪い。

一番危ないのは、自転車に子どもを乗せたまますごいスピードで自動車と正面に走る、自転車逆走である。

椎名課長：今回の計画の中で、ノーマライゼーションや合理的配慮、理念の理解の促進がある。そういうマナーとか、どういったことが障害になるという辺りを、例えば教育を含めた段階から、相当広範囲な形でパンフレットを配ったり、説明したり、理解を深めていく対応をしているのが、遠回りなようで効果が出てくるのかなと考えている。

高山部会長：この第5節は、防災関係に対しては所管課同士できちんとやることをベースとしてやっていただきたいということを含めて、このような形でよろしいか。

(異議なし)

II 議題 1 中間のまとめについて 事業計画について (第4節)

高山部会長：議題(1)「中間のまとめについて」(資料第1号)、事業計画第4節について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：第4節「子どもの育ちと家庭の安心への支援」(資料第1号)について説明。(説明省略)

前回、一定のご説明をさせていただいたが、1カ月経っているので、少しおさらいという形でどのような事業展開を考えているかだけ、少し触れたあと、質疑をいただきたい。

杉崎委員：81ページの4-4-8の「交流及び共同学習支援員配置事業」で、これは特に学校数や人数を書いていないが、固定性特別支援学級がある学校それぞれに1人ずつ配置という理解でよろしいか。

景山委員：交流及び共同学習支援員は、小学校、中学校の固定学級に学級の規模に応じて支援員を1名ないし2名、配置している。

杉崎委員：必ずしも1人ではなく、1名から2名ということか。

椎名課長：前回、特別支援教育専門指導員派遣事業は稼働していないのではないかとこの質問があり、今回お答えするという形になっていたかと思うのだが、少し関連して。

景山委員：特別支援教育専門指導員派遣事業は、今年度新規事業として立ち上げた。現在、小学校3校、中学校2校をモデル校として指定し、通常学級に在籍している発達障害のお子さん、また、診断名は付いていないが特別支援が必要とするお子さん、具体的には、月曜日から金曜日の週の大部分は在籍学級で学習生活はできるのだが、一部、学習や生活上、また、コミュニケーション等困難が生じるお子さんを対象に、そのお子さんが抱えている困り感を解消するために、保護者と学校が綿密に相談して、週の1コマないし2コマを在籍学級から取り出して、校内に設置されている個別指導の教室で指導を行っている。

若干、学校の規模や、児童生徒のそれぞれの状況で人数には差異があるが、数名程度の対象となる児童生徒が取り出して指導を受けている。

実は今日の午前中、私はあるモデル校の小学校の特別支援教室を訪問して、1対1で専門指導員の指導を受けているのを見せていただいた。1対1によって、子どもが本当に生き生きと指導を受けて、また、コミュニケーションを取っていた。その学校に聞いたところ、週1コマの時間なのだけれども、児童はその週1コマの時間を楽しみにしている。特別支援教室で1コマ過ごし、自分の在籍学級に戻ってまた1週間頑張れるという。十分機能しているかという、スタートした初年度なので、まだいろいろ課題はあるが、どの学校においても機能していくと教育指導課では考えている。

大石委員：内容的に、通級学校とは全然違うものか。通級学校は1週間に1度学校に行って、そこで指導を受けると思うのだが、それとの差は何か。

景山委員：週のある程度の時間数、個別の指導を受ける必要があるお子さんは、就学相談を通じて通級指導学級を勧めているが、通級指導学級に行かなくても、十分学校の週1コマ、2コマ辺りの支援で対応できるお子さんを中心に対応している。

本来、もしかしたら通級指導学級的なお子さんについても、保護者と連絡した上で、その一歩手前のアプローチの段階で、個別の指導が必要だということを保護者と連携しながら、まずは取り出しの指導という形態もモデル事業として行っている。

高山部会長：指導員は何人いるのか。

景山委員：現在5名である。

高山部会長：5名の中の1人が、生徒1人に対してずっと継続的に関わっていく形か。

景山委員：本年度は、その5校に1人ずつ派遣していく形である。

高山部会長：学校ごとか。その方は、教員の免許を持っていて、なおかつ、専門指導員ということとは、特に発達障害系の何か専門的な訓練したものがあのか。

景山委員：小学校、中学校または特別支援学校の教員の免許を持っていて、面接でのこれまでの経験や話を受けて、適した方を派遣している。この5名の専門性の向上ということで、教育指

導課主催で研修を行ったり、5校の指導の様子を互いに見ることを継続的に行っている。

大石委員：79ページの育成室への障害児受入で、1つの施設に何人受け入れるとか決まっているのか。

新名所長：1室3名と聞いている。

大石委員：3人でマックスであれば、1年生に入ってくると、1人卒業するまで待たなければいけないということか。

新名所長：そこまで細かいところは分からないが、原則は3名という形でやっている。

権名課長：現在、確か全体で60名程度だと思うが、各施設で人数が違っているところをみると、その辺少し柔軟なのかどうか確認させていただき、また説明したい。

高山部会長：特別支援教室専門指導員派遣事業はモデル事業だが、単なるクラスの中での教育だけではなくて、生活も含めた形での支援になっていくわけで、そういうところと、82ページの教育センター、福祉センターがどう連携をしていくのかを、来年度以降、視野に入れておいたほうがいいのではないかと。いかがか。

杉崎委員：幼稚園、保育園から小学校に行くときに、福祉センターから教育センターに行く感覚が変わってしまうので、どうしてもそこで一度情報が途切れてしまうので、その辺りをうまく連携してもらえれば、保護者としてはとてもありがたい。

小学校になると、療育という観点が外れて学校教育になってしまうので、保護者としては療育をもう少し学齢期になっても続けられるものとかがあるといいという希望がある。

高山部会長：それは昔から言われている療育と教育と、18歳以降の福祉がどうつながっていくのかという、このラインである。

野稻所長：学齢期の前と後で基本的な役割分担をして、学齢期前は福祉センター、学齢期後は教育センターという考え方の基で、新しい教育センターの建替え後の施設整備も念頭に置きながら、できるだけ前倒しできるものは前倒しをしながら、いろいろな事業を整備していこうという考え方で取り組んでいる。

具体的には、今年度、連携・協力をしながら、それぞれメンバーが重複しながら、なおかつ学齢期前後で役割を分担しながら、スムーズに乳幼児期から学齢期にかけて支援を継承していこうということで、特別支援教育を推進していこうことで、福祉センターでは乳幼児発達支援連絡会、教育センターでは特別支援教育連携協議会という関係機関の両組織を立ち上げたところである。将来的に新教育センターができれば、そこにあるように教育・発達相談窓口という療育相談と教育相談の窓口を1つにして、どちらに行ったらいいかといった混乱がないように、安心して1つの窓口で受け入れ、専門性を活かして的確な相談を受けられるような体制にしていく。既に、その他いろいろ巡回相談や派遣事業等も整理をしながら、連携を強化しながら総合的に対応していけるような体制を新教育センターの整備に向けて取り掛かっているという状況である。

新名所長：学齢期の療育の観点では、82ページの4-4-10に、学齢期デイサービスの新設とある。現行では、福祉センターは学齢期前のお子様を対象とした療育と訓練しか行っていないが、平成27年からは小中学生を対象とした療育の訓練をするので、その辺はかなり充実すると思う。

あと、切れ目のない支援ということで、72ページの4-2-2で乳幼児発達支援連絡会と特別支

援教育連携協議会が協力をして、平成 25 年から個別支援ファイルを検討していく。これは、乳幼児期は福祉センターが中心になって、その後は特別支援学校なり教育センターが中心になっていくのだが、生涯を通じての療育や発達の記録をファイリングしていくようなことを考えている。

高山部会長：ほかにはいかがか。第 4 節に関してはよろしいか。もし、また何かあれば、戻っても結構なので、次へ進みたいと思う。

(異議なし)

II 議 題 1 中間のまとめについて その他

高山部会長：議題（1）「中間のまとめについて」（資料第 1 号）、前回からの変更箇所について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「中間のまとめについて」（資料第 1 号）、変更箇所について説明。（説明省略）

安達委員：変更箇所ではないが、58 ページの 2-1-2 相談支援事業のサービス利用計画数が、150・150・150 というふうになっている積算の根拠は何か確認したい。

事務局：相談支援事業は、平成 22 年度の新規に支給決定した方の実績を、積算根拠にしている。

安達委員：平成 22 年度は実績で計画の作成は 1 人、23 年度 4 人とかが、前回出っていたが。

椎名課長：今、サービス利用計画を立てる人は、対応が非常に困難な方に限られ、数が少ないのだが、平成 24 年度からは原則立てるということ变为る。原則立てるといっても、すぐになかなか対応できないだろうというところがあって、新規や更新の場合をまずやるというところで、必ずしも全体がこれだけというのではなく、対応できる数ということで、このくらいがマックスだろうと入れてあるということである。できない部分は、事業者だけではなくて区もやるというような形と考えている。

安達委員：150 がマックスであろうという根拠は何か。

椎名課長：新規と更新である。

安達委員：対応ができる 150 名ということなのか。

椎名課長：そうである。区内で対応する。

安達委員：うちの「あせび会支援センター」の名前が入っていて、この数字が出ているので、私は非常に心配している。国の計画が変わり、一人ひとり計画作成が必要になるだろうということは、重々知った上で聞いている。うちの今の現行の人数で何名やれという話なのかという問題と、それと……。

椎名課長：全体として、区のほうの対応も含めて、このくらいはやらないといけないのではないかというのを載せてある。あせび会は 5 件くらいかもしれないし、エナジーハウスは 3 件かもしれない。その場合には区が 100 件やるということになると思う。

安達委員：ここの内訳は、これからということで解釈しておけばいいか。でも、これくらいはちょっとやっていかないといけないのではないかということか。

椎名課長：決めていないということである。本来はやらなくてはいけないのではないかという数字である。

安達委員：そういう目標と理解しておく。

66 ページ 3-3-1 「福祉施設から一般就労への移行」の数値目標で、移行者の実績が8人で、平成24年度、25年度、26年度と順当に伸ばすような形で数値が出ているが、これは現実的に可能な数字なのか、その辺を確認したい。

渡邊課長：福祉施設から一般就労へ移行の数字は、確かに今の不景気な社会経済状況を考えると、必ずしも障害者雇用だからといって、あるいは移行支援事業所の開設増に伴って、順調に右肩上がりというのは、確かに指摘はもっともなのかなと思う。計画とするのであれば、もしかしたら平年的に8・8・8だとか、7・7・7くらいのほうが、計画としては望ましいのかもしれないと、指摘をいただいて思った。

椎名課長：私としては、今の実績を踏まえると、可能な数字だと思っている。

安達委員：66ページの就労の関係は、管轄が障害福祉課だと回答をいただいたかと思うが、就労移行支援、就労継続支援と66ページに書いてあるが、これは精神障害者の施設ももちろん入っているのか。

椎名課長：入っている。自立支援法上で、そういったサービスをやっているところの人数ということになる。

安達委員：障害福祉課の問題よりも、予防対策課はこれでいいかということも聞きたかった。

椎名課長：それは2つ並べたほうがいいのか、就労については障害福祉課がいいのか、ちょっと調整を。

安達委員：調整をしていただいて、何らかの方針を出していただければいいが、実際、やはり窓口がやっている側は、2つに別れている現状がある。実際、精神のほうの就労移行、就労継続で何かあったら予防対策課に相談に行くのが常になっていたりする。

小松主査：就労支援だから障害福祉課になっているのではないか。どうか。

椎名課長：就労移行支援と言っても区に限ったことではなくて、自立支援法でやっている様々なところの請求があったところ、どこで働くか、就労移行支援を受けるか分からない。そのトータルとして、当課で管理していると考えてもらえれば、別に文京区内の精神の部分だけを言っているわけではなくて、例えば台東区や立川市で働いている人も、文京区で支給決定しているのはここに入ってきてもいいわけで、私どもの所管になる。それは、少し整理する。

安達委員：数値的なこと、目標も、両方併せて入っているという解釈でいいのか。

椎名課長：はい。

安達委員：就労継続支援のところで利用者数111名の中の下に「大塚・小石作業所等で実施」と

なっていて、これは、結局、障害福祉課の管轄というか、そちらの名前しか出ていないのは、精神の側から見ると、実績になるので「え、うちどこに入っているの」というのがある。ぱっと見てどこに位置付けられているのか分からなくなっている。名前がある、ないは、結構大きいと思う。

椎名課長：これは誤解のないように修正する。今回は、理解を促進するという形で考え方も書いてあるのと同じような意味合いに近いと思っているので、その辺は修正させていただく。

佐藤委員：就労継続支援だが、小石川も大塚も新法に変わって、全部、就労継続支援B型になるのか。

椎名課長：全部とは考えてはいないが、中心的には就労継続支援B型に変わるだろうと思っているので、その人数については平成24年度以降には勘案しているということである。現在、メニューを少し増やす予定はあるが、大体の人は、就労継続支援B型になるとしている。

椎名課長：先ほど育成室の関係で、少しあいまいな答えだったと思うので、訂正というか追加させていただく。原則は1施設3名だが、例外として3名以上受け入れている所もある。非常にニーズが高いこともあり、今後は増やして4名を受け入れることもある。既に4名を受け入れている所が何箇所もある。4名以上は少し難しいのかもしれない。

佐藤委員：49ページ「地域生活への移行」の1-3-1で、これは入所施設からの移行で、これとグループホームの入所者の数が計画で増えているが、それとリンクするのか。1-2-8とリンクするのか。47ページの「共同生活援助（グループホーム）」の人数的にも、39、44、49と増えているが、これを考えた上で数が増えているのか。

椎名課長：そうである。グループホームの整備は、文京区で考えている計画だが、移行の場合は、文京区だけではない部分も含まれてくるので、そういう場合での移行も地域移行になる。文京区だけのところに戻ってくるだけではないので、完全にリンクしているわけではないが、文京区で建てると、そういったこともあり得るということで、弱いリンクというか、若干反映はされるということはある。

考え方にあるとおり、入所施設を持っている所がそのままグループホームを作ると、その入所施設からそのグループホームに行くケースは、結構出てくる傾向はある。

富所委員：災害が起きて安否確認する場合、外に出掛けていた要援護者がけがして、消防署がどこかに運んで安否確認しても、関係協会や民生委員がそれを知らなければ、いないと思って安否確認に走ると思う。要援護者の安否確認をしたら、危機管理室に情報が集まるような話し合いはしているのか。

松永課長：安否確認の一番最初は、民生委員の方という気はする。その後、町会の方も同時に動いている可能性がある。場合によっては、1人の方に2人、3人訪れる可能性は十分あり得るが、そういうときは仕方がないと思う。そのときは、地域活動センターもしくは最寄りの避難所に情報をいただくことになる。その避難所に来ている方を登録するので、その方とその情報を元にして、例えば避難所に来てなくて確認とれていない方を見に行くというような形をとる。災害要援護者名簿に載っているが、まだ誰も確認に行っていないというのがここで分かるので、それをもう一度、民生委員、町会の方と区の職員が初めて確認に行く形になる。

富所委員：確認したのを知らずに、安否確認に時間を割くことは避けられるようになるか。

松永課長：避けられるようになるが、現実には情報が錯綜する可能性はあるので、何度も行くということはあるかもしれない。なかなかそこは効率的にはならないと考えている。

鈴木委員：南三陸町に医療支援に行ったときに、行政区外に避難した人たちに対する対応が非常に薄かったと感じている。今の話などでも、区外へ避難された方たちはどういうふうにするのかなと、ちょっと思った。今の話だと、避難所単位でしか補足できないということになってしまっているので、中には、区外へ避難される方もいるだろうから、そういう対応はやはり考えておいたほうがいいのではないかなと思う。

松永課長：区外に避難されると、ご自身もしくはご家族で総務省のシステムに登録していただかなければ、こちらでは追えなくなる。それが、今回の東日本大震災で、かなり登録されていることによって、例えば文京区にもかなりの方が避難されているというのは、それによって初めて分かったし、該当する自治体も分かったという状況である。今後、国も、区も、そういったシステムがあって、そういった場合には動くとかいう情報を周知しないといけないのかなと考えている。

鈴木委員：1つは、割合、近隣に避難するケースもあるだろうと思っているのと、それから、もう1つは、住基でやるという形ではなくて、そこに区としてプラスアルファの何かがないと、皆さん混乱している時期に、そういったことまで手続きを踏むとは思わないだろうと思うので、やはりそういったことも含めて考えておかないと大変だろうなと現場で感じた。そういったことも、少し検討されたらいいのではないかなと思う。

松永課長：今後、検討はしていかないといけない部分なので、今回、大切な意見をいただいたと、ありがたく伺う。

上村委員：46 ページ辺りも関連するが、地域生活の移行で、親と一緒に就労支援に当たるのか、地域自立生活支援センターのほうに当たるのか分からない。例えば本人が、就労して経済的にも基盤があって、ちょっと家から出たいとか、自分でやってみたいという気持ちがあって、大きな立場で自立を促すという場合、それを具体的に推進したり、くみ取ってやるのが、文京区のこの施策の中で、主に就労を支援するという意味では、就労支援センターが関わるのか、それとも自立支援協議会が関わるのかと思う。

少し細かい具体的なことになるが、グループホームの整備があったとき、他区に就労していて結構自活力のあるメンバーには、どうやって周知が徹底されたのかというのが、もう少しあってもいいのではないかなと思った。

それから、今回、内覧会が平日にあったが、これから、そういう該当者が、地域で希望を持って生活したいという思いがあれば、例えば就労支援センターのたまり場の1つの活動として、日曜日などに1回見に行こうよとか、そういう働きかけがあってもいいと思う。本人の気持ちや意思を大事にするという意味では、これからそういうものがすごく大事なのだが、そういう場合にどちらに重点をおいて利用したり、家族が相談に行かせたらいいのか分からないので、教えていただきたい。

椎名課長：最後のご提案のところは、そういう展開も必要だなと思っている。それと、今後どういう生活を送りたいかということは、例えば具体的には、障害福祉課等の相談で、今後生活のスタイルをこういうふうにしたいというところの自己決定を支援していく必要があるかと思うし、それに関連して、就労が関わってくれば、就労支援センター等と連携しながら支援していくという形になる。

上村委員：本人の相談支援といっても、なかなかその本人が整理して言うことができないので、

親も子も「もうそろそろ」というのがうまく一致すれば、こうやってグループホームとかを家族で考えて見学に行ったりはするのだが、ある意味で、独立の時期や機運もあるので分からない。大人の考えで言えば、こちらのスケジュールに全部合わせられるが、働いている子どもは、よほど普段からそういうことを家族なり地域の相談に普段から行ってないと、なかなかその周りもくみ取れない。また自分でも表現ができないというものも、大変にあるので、これから本人の意思決定の時代ということを踏まえると、もう少し本人に直接、いろいろな意味では行政の物が触れる、特に就労しているメンバーは、なかなかまとまっていないので、親の会にもなかなかお母さんたちが参加していない方も多いため、そういう情報をどこでどう本人が理解できる範囲で選べるかという意味では、自立支援協議会とか、社会福祉協議会とか、あるいは就労支援センターのたまり場とか、あと相談支援もそうだが、いろいろな活動の面では、非常に期待しているところである。何か1つ、そういうのが分かりやすい、ワンストップの所があればいいなと考えている。

椎名課長：相談支援で何を相談するのもワンストップがいい。これは、そこで全てするのはなくて、そこからコーディネートできるようなワンストップができるように、そこら辺は、自立支援協議会の相談支援部会といったところで、今検討は進めているところなので、そういった成果も踏まえながら、整備していきたいと思っている。今、特にキーワードとしても、自己決定だとか、その自己決定のための支援だとか、これが非常に重要になってきている。明日のシンポジウムの高山先生のお話でも、その辺が中心になると思う。その辺を伺いたい。

高山部会長：基本的に、どこか通所の施設に通って、いわゆるそこは一義的にそういうことを計画立てていただけるわけだが、就労している方というところは福祉サービスが伝わってないところである。相談支援事業もそうだが、今、自立支援協議会の中で少し議論になっているのは、本人の部会というか、いわゆる軽度知的障害の人たちの当事者の活動みたいなのが、文京区は特に弱い。自立支援協議会の中でも、そういうのをコーディネートしていく流れの中で、そういう相談とかに乗っていき、そういう当事者の活動みたいなのをもっと作っていかねばいけなくはないかと言われているので、そういう方向性なども1つのポイントとしてあるかもしれないと思う。

だから、本人たちがどうしたいかということ話し合える場が、基本的にない。そういうものをどうコーディネートして作っていくかの支援が大切かもしれない。基本的には、相談支援事業がやると思うが、そこまでつながるころのものがなくて、そういう意味では、本人の活動をもっともっと強化していく必要があると思う。それをどう支援するかというと、自立支援協議会も、社協のコーディネートも、既存の、文京区の中でも、当事者の方が中心になっているいろいろなことがある。そういうことが大切かもしれないと思います。

上村委員：能力があっても、休みの日はもう疲れているから家から出たくないとか、育成会などに本人部会があるので勧めるのだが、家族が言うと参加しないよと。本人部会に何人か誘い出そうとしても、「うちの子、とても」と言われてしまうものがあって、なかなか組織化するのも難しいかも分からないが、何かきっかけがあればと思う。

佐藤委員：自立支援協議会の相談支援専門部会は、過去2回開催だが、相談はどのくらいの数があるのか。

高山部会長：ここで相談は受けていない。

椎名課長：自立支援協議会には、親会という形のものがある、その下に、相談支援専門部会、権利擁護支援専門部会と就労支援専門部会の3つがある。そこで就労の相談を受けるというのではなくて、相談のネットワーク、システム、または地域での資源開発だとか、さまざまなも

のがあるが、どちらかというとは仕組みの構築だとかを考えていると考えたほうがいいと思う。それを具体的に考える上で、具体的なケースを検討したりということはあるが、そこで個々のケースについて結論を出す場ではない。

佐藤委員：具体的な相談はどこに、どういうふうにか。

椎名課長：具体的な相談は現在6箇所、区役所であれば障害福祉課や予防対策課、保健サービスセンター、また相談支援事業者としてのあせび会、槐の会の相談支援事業ということで、就労であれば就労支援センターが対応している。民間事業者の相談支援事業者は、今後増やす必要があるということで、なるべく増えてほしいと考えている。

佐藤委員：自立支援協議会そのものが、どういうふうな働きをして、どういうふうな市民メリットがあるのか、まだまだ理解できていないというのがあると思う。

高山部会長：それは計画ということではなくて、実は部会もしっかりやっている。そういう意味では、そのことをどこかで話をする機会をもちたい。相談するとか就労をどうするかという個人レベルの話ではない。安達委員が、この相談支援専門部会の部会長なので、話を聞いていただければいいと思う。

相談する場所はそれぞれある。皆さんが所属している所の事業所があるわけで、一時的にそこに相談することになる。あるいは区役所でも、あるいはそれを飛び越えて相談支援事業に行ってもいいという話である。

鈴木委員：相談や支援サービスの内容が複雑多岐にわたっているので、こういうサービスは総合の窓口といった考え方でできないのか。課を横断した総合窓口をつくり、みんなはそこへ相談に行けばいろいろなことが情報として手に入る、あるいはサービスとして受けられるというシステムのほうが、よほど区民に使い勝手のいいものになるのではないかと思う。

椎名課長：そのとおりだと思うが、それをどういうふうに構築していくかという難しい部分がある。例えば、精神障害のある方は8階へ行って予防対策課に行く。それが9階と別になっているが、そこで受付けていく中で、保健師が中心になって、その後の医療だとかその方の障害の状況においては、サービスの連携のしやすいところが結び付いていたりという形があったりする。そういった良さを引き継ぎながらワンストップ化をどうしていこうかという議論を、自立支援協議会の中でしているところである。

鈴木委員：入口が1つだったら、皆さんそこへ話をもっていけば、そこから先はどこでやるかは、それぞれ専門の立場の人たちがいて得意分野があるだろうが、なるべく入口は1つにしたほうがいいように思う。

椎名課長：確かにワンストップは、利便性の向上ということでは本当にいいと思っている。

鈴木委員：59ページの2-1-7「基幹相談支援センター」は、そういう考え方に基づいてつくられているのか。

佐藤委員：他の区では相談支援センターがあり、そこへ行くと就労など全部相談できて、そこからいろいろな所に結び付いていく。それが自立支援協議会という理解であったが、違うということも分かった。知的や身体も障害者の総合的な相談センターが必要になってくると思うので、ぜひ、基幹相談支援センター設置の検討をしていただき、全部の上部へつながるような形にしていただきたい。

高山部会長：自立支援協議会の中でのワンストップに関しては、相当議論してきていて、そういう意味では、まだ3障害ばらばらである。ようやく3障害の人たちの連携がとれてきているという段階になり、お互いのことが分かりだしてきて、そういう流れの中でこの基幹相談支援センターなのではないかなと思っているが、どうか。

安達委員：まさにそうだと思う。精神に関わっている人、知的に関わっている人、この会話の土台が少し見えてきたという状態で、これからだと思し、特に福祉センターの建替え構想の中で、障害者相談支援事業の場所もきちんと設けるとなっているので、そういう場所をきちんとした基幹型のセンター、ワンストップである程度伝えるものという場所にしていければいいのではないかと思ひながら、自立支援協議会の相談支援専門部会などで話はしている。

渡邊課長：新福祉センターの1階におく障害者相談支援事業のハードの設計をしている最中だが、相談支援専門部会で、仕様についても随分細かくいろいろ練っていただいたものを受けて、設計に反映させている。それがどういう形で、この計画にある基幹相談支援センターになるかは別にして、ハードとしてはかなりのスペースで、相談支援事業のノウハウを入れたものが、平成27年4月には完成するので、そこを活用しながら、その中の人材は相談の窓口の一本化を検討していくことになると思う。ただ1点、障害者就労支援センターの就労に関しては目的別に相談に来る。また、就労そのものは対外的に関係が広がっているところがあるので、その辺りそこも含めて一本化というと、相談員がきついという気がする。その辺りを相談支援専門部会と就労支援専門部会でうまく、窓口の整理はしていただけるのかなと思っている。

高山部会長：来年の10月までの間に、障害者虐待に関してのセンターもつukらないといけないと国から言われているはずなので、そういうセンターも、ある意味で相談の1つになる。来年度からの整備は、この基幹も含めてどうしていくのかは大きな課題である。

椎名課長：名前的には基幹相談支援センターだが、平成22年12月の自立支援法の改正のときに、ある程度国で決まった形をつくっている部分で、例えばこれをやる場合には成年後見の支援を必須とするだとか、一般的なワンストップの相談を考えると、意味合いが少し違うというところで、今定義とか詳しい説明はできないが、法律では「できる規定」という形で設置することができるとなっている。

高山部会長：今回の計画は、国の自立支援法絡みの変更との間に入っているもので、次のところが、国の方向性との関係で見えにくいところがあるが、もしかするとこの期間の中で、大きな流れの改革の可能性が予想されるという意味では、そうなった場合、また修正していくと思うが、6回やってきた流れの中で、部会としてのまとめということでお示ししてよろしいか。

(異議なし)

Ⅲ その他

高山部会長：「その他」について、事務局より説明をお願いします。

椎名課長：「今後のスケジュールについて」説明。(説明省略)

次回のこの部会の開催は、パブリックコメント等が終わって、その状況が出てきた段階で開催させていただくということになる。次回は、来年の1月26日である。

IV 閉 会

高山部会長：閉会（議事省略）

～以上～